

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.517

平成21年 5月18日(月曜日)

# 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

## 中小企業再生ファンド活発 地域特化型支援ファンドへの期待

中小企業再生ファンドが今、経済不況にあえぐ中小企業の救世主になるかどうかで注目を浴びている。再生ファンドは主に、中小企業基盤整備機構や地域金融機関が出資する「地域特化型ファンド」が主流。3月時点で同機構が出資する再生ファンドは16本あり、そのうち15本が地域特化型で運営されている。全国型ファンドにはJ A I C - 企業再生1号ファンドがあり、運用は日本アジア投資(株)で、現在2号も運営中である。

地域型ファンドで早くから組成したのものとしては、大分企業支援(大分ベンチャーキャピタル運営)、静岡県中小企業支援(静岡キャピタル)、茨城いきいき(いばらきクリエイト)、愛知中小企業再生(ソリューションデザイン)、埼玉中小企業再生(埼玉・ターンアラウンド・マネジメント)等が挙げられ、実績も上げている。最近では07年の北海道中小企業チャレンジ(北海道マザーランド・キャピタル)、08年では、ぎふ中小企業支援(ぎふリバイタル)がある。岐阜市のぎふリバイタルは、中小機構などが出資したりサ・パートナーズの子会社である。これは全国の信用保証協会による中小企業再生ファンドへの出資第1号でもある。

景気の悪化で売上高減少や金融機関の貸し渋りで事業継続が危うくなるケースが続出している。その中で、ファンドはリストラ費用やキャッシュフローの安定化のための資金の供給元の役割を担うものとして、期待が高まっている。

税務会計

## 09・10年土地取得にはメリット大 1,000万円特別控除と先行取得特例

2009年度税制改正では、土地の譲渡益課税について大きなメリットを受けることができる2つの制度が創設された。

一つ目は、個人または法人が、2009、2010年中に取得した土地や土地の上に存する権利を、5年を超える期間保有した後に譲渡し、譲渡益が発生した際には、1,000万円を控除する「1,000万円特別控除」制度である。

同制度は、居住用資産の譲渡益に係る3,000万円特別控除との併用はできないが、3,000万円特別控除の適用のない投資用マンションや別荘などの土地にも適用される。将来の課税が減免されるため、ビジネスに好機であり、オフィスや店舗用として買い時といったメリットがある。

二つ目は、2009、2010年中に土地や土地の上に存する権利を取得した法人または個人事業者については、その土地等の取得価額を限度として、その後10年間に他の土地等を売却して譲渡益が発生しても、その8割(この特例を受ける土地等が2010年取得分のみの場合は6割)に相当する金額の範囲内で圧縮記帳できる「2009年及び2010年に土地等の先行取得した場合の課税の特例」制度である。

現行の事業用資産の買換え特例は、原則、同一事業年度での買換えのみが対象で、取得後1年以内に事業の用に供することが必要だが、土地等の先行取得特例制度は、取得価額に達するまで、10年間にわたり何度でも利用可能なので、中長期的な土地の売却に活用できる。

今週のキーワード

中小企業  
再生ファンド

中小企業に対する投資事業を行う民間機関等とともに投資事業有限責任組合(中小企業再生ファンド)を組成し、中小企業の資金調達の円滑化と踏み込んだ経営支援を通じて、ベンチャー企業や中小企業の新事業展開の促進または再生等を支援する目的の組織。個別企業への投資は各投資会社が行う。中小企業基盤整備機構は有限責任組合員としてファンド総額の2分の1を上限に出資。投資対象は本業は堅調で財務リストラや事業再構築で再生可能な中小企業。